

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／ 自治基本条例の条	政策法務制度（第28条）	担当部課名	総務局総務管理室 総務課法務担当																														
制度の目的 （誰に／何を／どうする）	自治解釈権や自治立法権を有効に活用し、地域の実情にあった政策作りを推進する。																																
関係条例等	地方自治法																																
制度の取組状況（主にH30年度以降の取組を記載）																																	
○新しい政策の実現に当たり、法の専門家である弁護士職員の支援のもと、自治立法権に基づく自主的な条例づくりを行っている。 ○弁護士職員による法務の諸課題に対する相談支援体制を整備している。 ○法務能力向上のための研修を実施し、職員が適法かつ合理的な政策立案を行えるように努めている。																																	
取組の成果／効果		取組の課題／制度に対する考え方																															
本市の実情に見合った適切な政策を実現するため、自治立法権を有効に活用し、様々な独自条例を制定している。また、制定後も社会動向に応じた見直しを図っている。		法務能力の向上の研修の成果目標として、自治体法務検定の団体受験により、受験した職員が全国平均点以上を獲得することとしているが、期待通りの成果が得られていない。 また、今後の職員の法務能力向上に結び付けるための研修形態を検討する必要がある。 【平成28年度以降における職員の受験実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験者数</td><td>36人</td><td>94人</td><td>73人</td><td>62人</td></tr> <tr> <td>目標達成者数</td><td>18人</td><td>40人</td><td>32人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>目標達成率</td><td>50%</td><td>42.6%</td><td>43.8%</td><td>25.8%</td></tr> <tr> <td>明石市平均得点</td><td>521点</td><td>508点</td><td>481点</td><td>403点</td></tr> <tr> <td>全国平均得点</td><td>520点</td><td>524点</td><td>492点</td><td>455点</td></tr> </tbody> </table>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	受験者数	36人	94人	73人	62人	目標達成者数	18人	40人	32人	16人	目標達成率	50%	42.6%	43.8%	25.8%	明石市平均得点	521点	508点	481点	403点	全国平均得点	520点	524点	492点	455点
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度																													
受験者数	36人	94人	73人	62人																													
目標達成者数	18人	40人	32人	16人																													
目標達成率	50%	42.6%	43.8%	25.8%																													
明石市平均得点	521点	508点	481点	403点																													
全国平均得点	520点	524点	492点	455点																													

検証（１）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
地方分権改革により、地方自治体が処理する事務の範囲が拡大し、それぞれに対し法に則し、かつ、地域の実情に合った適正・公正・透明な事務処理が求められている。	地方分権改革に伴い法令の自主解釈や自主立法の重要性が増していることから、本制度の果たす役割は年々拡大している。	○	○	

検証（２）本市にふさわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証
社会情勢に応じ、本市の実情に見合った自主的な条例づくりを積極的に制定するための体制整備を進めている成果として、様々な独自条例を制定することが出来ている。 明石の海域における水上オートバイによる危険行為に対し、他市において先例のない懲役刑を含めた規制強化のための条例制定を行ったのは、その一例である。	○	○	

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「一」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	政策に対する市民の関心及び市民に与える影響を勘案し、意見公募手続等により参画の機会を確保している。	○	○	
2 公正で透明であること	条例は、議会による公正透明な審議を経て定められている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	外部の弁護士へ委任することなく弁護士職員と速やかに相談・協議できる体制を整備出来ている。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと	条例の施行状況や社会情勢の推移等を勘案し、それぞれに応じた的確な方策を実行するため、計画的に条例を評価し、及び見直しを検討している。	○	○	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証３】

- ・引き続き、時勢に応じた条例の評価や見直しを行ってほしい。

前回の市民検証報告書の意見に対する各年度を取組状況

政策法務制度		
平成29年度 検証報告書の内容		平成30年度以降の市の考え方や取り組み・対応状況
1	市は法の専門家である任期付弁護士職員の採用により、地方分権改革に伴う法令の自主解釈や自主立法の拡大に対応しているが、コストとパフォーマンスのバランス等を考慮しながら、他の方法の検討も含め、最も効果的な方法を検討していかなければいけない。	本市では、弁護士職員の連携のもと、自主立法権を活用して様々な独自条例を制定しています。 さらには、弁護士職員を教育や福祉部門等に配置し、それぞれが抱える課題に対し専門的な見地から法的な助言や支援等を行うとともに、コロナ禍に職員の法務研修やコンプライアンスに関する研修をオンライン方式で実施するなど、切れ目なく法務能力向上に資する取組を行っています。 今後も引き続き、条例や施策の立案に加え、庁内及び市民に対する法律相談、職員の法務能力向上やコンプライアンス遵守に関する研修等を積極的に行ってまいります。
2	今後、市民のための法律相談の充実など、さらなる弁護士職員の活用方法を検討していくことも大切である。	